

# まん延防止等重点措置終了に伴う 町内公共施設の利用について

北海道全域に対するまん延防止等重点措置が3月21日をもちまして終了したことを踏まえ、町内の公共施設は3月22日（火）から通常どおりの利用を再開いたします。

（奈井江町民以外の方の利用も可能とします。）

※公共施設については感染対策を十分講じた上で開館しております。  
※ご不明な点は各施設に問合せください。

まん延防止等重点措置は解除されましたが、引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

